

# I 政策評価制度の概要



## 1 政策評価制度に関する主な経緯

### (1) 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成9年12月の行政改革会議最終報告を受けて、中央省庁等改革の柱の一つとして、13年1月、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として全政府的に導入された。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）により法制化された（平成14年4月施行）。

### (2) 法施行後の見直し

法の施行から3年を経過した平成17年12月には、①重要政策に関する評価の徹底、②政策評価と予算・決算との連携の強化、③評価の客観性の確保、④国民への説明責任の徹底を柱とした制度の見直しを行い、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を改定し、政策評価の計画的かつ着実な推進を図っている。

### (3) 重要政策に関する評価の徹底

重要政策に関する評価を徹底する取組として、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）により、内閣の重要政策や国民の関心の高い政策のうち、特に評価を行う必要があるものについて評価を推進している。これまで、平成19年度に選定された「少子化社会対策に関する、①育児休業制度、②子育て支援サービス、③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組」（以下「少子化社会対策関連施策」という。）及び「若年者雇用対策」、20年度に選定された「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」についての評価結果や課題を取りまとめている。

### (4) 規制の事前評価の導入

重要政策に関する評価を徹底するもう一つの取組として、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日）など累次の閣議決定において、規制影響分析（RIA）の導入を推進することとされ、法の枠組みの下、平成19年10月1日から、規制の新設又は改廃の際、規制の事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられた。各行政機関は、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針としての「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、規制の事前評価に取り組んでいる。

### (5) 政策評価と予算・決算との連携強化

政策評価と予算・決算との連携を強化する観点から、各行政機関において、政策体系の見直し・整備に取り組んだ。また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させている。

## (6) 政策評価の機能強化の取組

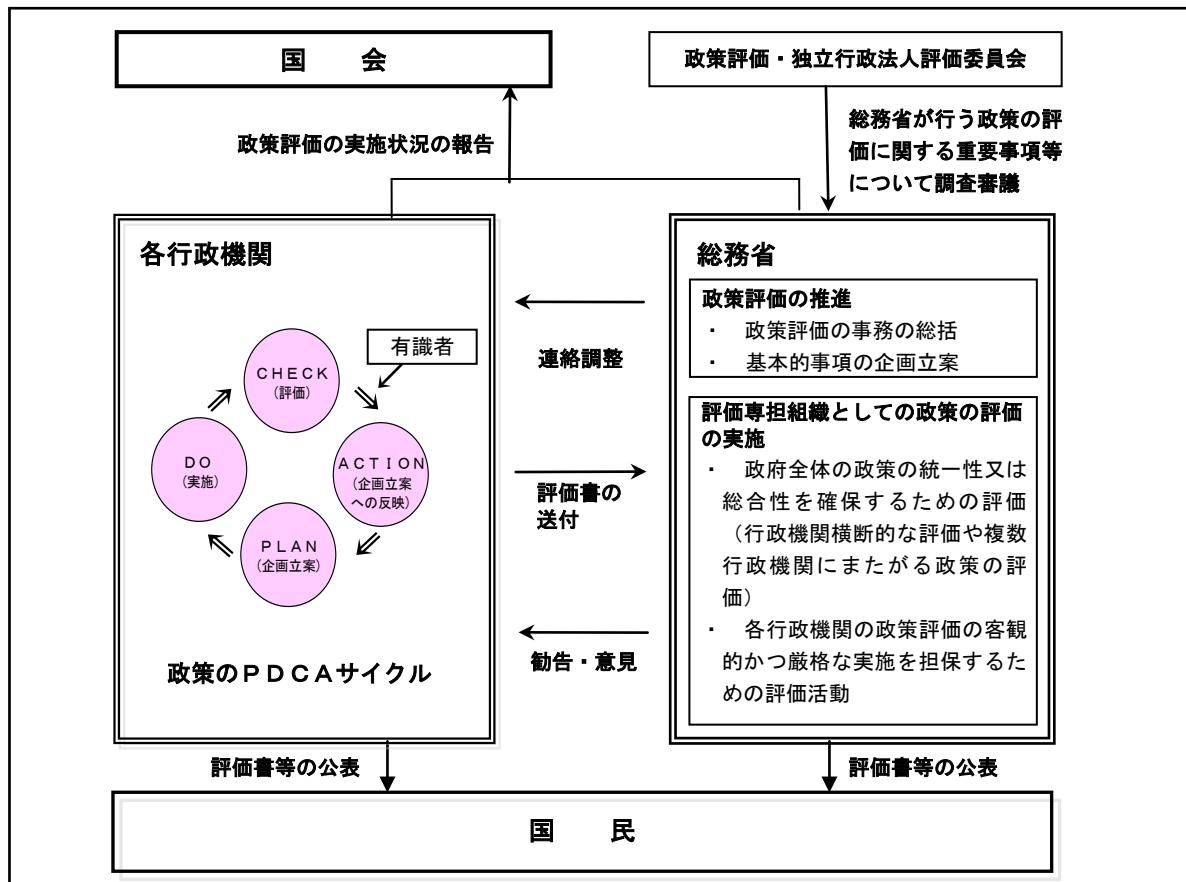
平成 21 年 11 月に総務省行政評価局が担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされ、「抜本的な機能強化」という評価結果を受けた。行政評価機能のうち政策評価推進機能については、情報公開の徹底を通じた各行政機関の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化の方向性に沿って機能強化に取り組んでいる。

## 2 政策評価制度の仕組み等

### (1) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



#### ① 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

##### i) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされている。

また、事後評価については、その具体的な方法等を規定した事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めることとされている。

【後記III－1－(1)－①(23ページ以下)及びIV(41ページ以下)参照】

#### ii) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、ア) 研究開発、イ) 公共事業、ウ) 政府開発援助及びエ) 規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記III－1－(1)－②(24ページ以下)及びIV(41ページ以下)参照】

#### iii) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記III－1－(2)－②(32ページ以下)及びIV(41ページ以下)参照】

#### iv) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記III－1－(3)(33ページ以下)及びIV(41ページ以下)参照】

### ② 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のようない評価活動を実施し、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。なお、評価に当たっては、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、総務省は、例年、年度末ごろに策定している行政評価等プログラムにおいて当該計画を定めている。

【後記III－2－(1)(36ページ以下)及びV(197ページ以下)参照】

#### i) 統一性又は総合性を確保するための評価

ア) 2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、イ) 2以上の行政機関の所掌に關係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合

性を確保するための評価を実施することとされている。

【後記III－2－(2)－①(36ページ以下)及びV(197ページ以下)参照】

#### ii ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、ア) 当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又はイ) 行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策に関する政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記III－2－(2)－②(38ページ以下)及びV(197ページ以下)参照】

### ③ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

### ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べること並びに法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）が設置されている。

## (2) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

### ① 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成14年度の法施行から21年度までの8年間で延べ58,713件実施されている。

平成14年度以降4年間、1万件前後で推移したが、17年12月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において、評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18年度及び19年度は、約4,000件となった。

平成20年度は、約7,000件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再々評価（再評価実施後一定期間（事業の種類によって5年又は10年）が経過しているものについての評価）の時期が到来したもののが多かったことが主な要因である。

平成21年度は、2,645件と減少しているが、その主な要因は、前述した国土交通省における再々評価が前年度と比較して少なかったほか、公共事業評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していることが挙げられる。

## ② 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

### i) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成14年度以降、19テーマについて、政策の見直しや改善を図るために関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

なお、平成19年度の「リサイクル対策に関する政策評価」までの14テーマは意見通知を行っているが、その後、20年1月に公表した「PFI事業に関する政策評価」以降については、問題や課題が認められ、具体的な措置を講ずることを求める必要がある場合にはすべて勧告を行っているところである。

### ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動は、審査（政策評価のやり方の点検）と認定関連活動（政策評価の内容の点検）から成っている。

平成14年度及び15年度において、評価の実施形式の点検である審査に取り組んだ後、各行政機関の評価の水準の向上を踏まえ、16年度から認定関連活動に着手し、21年度までに累計195件の政策評価について、事実関係の把握・整理を行い、関係行政機関の長に対し改善の方向を指摘している。

表1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価 (単位：勧告等を行ったテーマ)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
平成14	10,930	2	審査結果公表
15	11,177	4	審査結果公表
16	9,428	5	審査結果公表 認定関連活動結果公表(11件)
17	9,796	1	審査結果公表 認定関連活動結果公表(23件)
18	3,940	1	審査結果公表 認定関連活動結果公表(25件)
19	3,709	2	審査結果公表 認定関連活動結果公表(47件)
20	7,088	2	審査結果公表 認定関連活動結果公表(50件)
21	2,645	2	審査結果公表 認定関連活動結果公表(39件)
計	58,713	19	(認定関連活動結果公表(195件))

(注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図4(9ページ以下)参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動について、審査は、個別審査、総括的審査等の類型があり、その公表状況については、図4(9ページ以下)参照。

### 3 政策評価の実施時期

#### (1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末ごろに翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価が実施されている。

政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、例年、8月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。(注1)

政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の政府予算案が決定されている。このほか、公共事業については、年度末に補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が実施されている。(注2)

(注) 1 平成22年度予算概算要求については、「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)により、21年10月15日が要求期限とされた。

2 一部の行政機関では、公共事業の進め方の透明性をより一層向上させる観点から、直轄事業等の新規採択時評価等について、1月末までを目途に実施、公表するという取組も行われている。

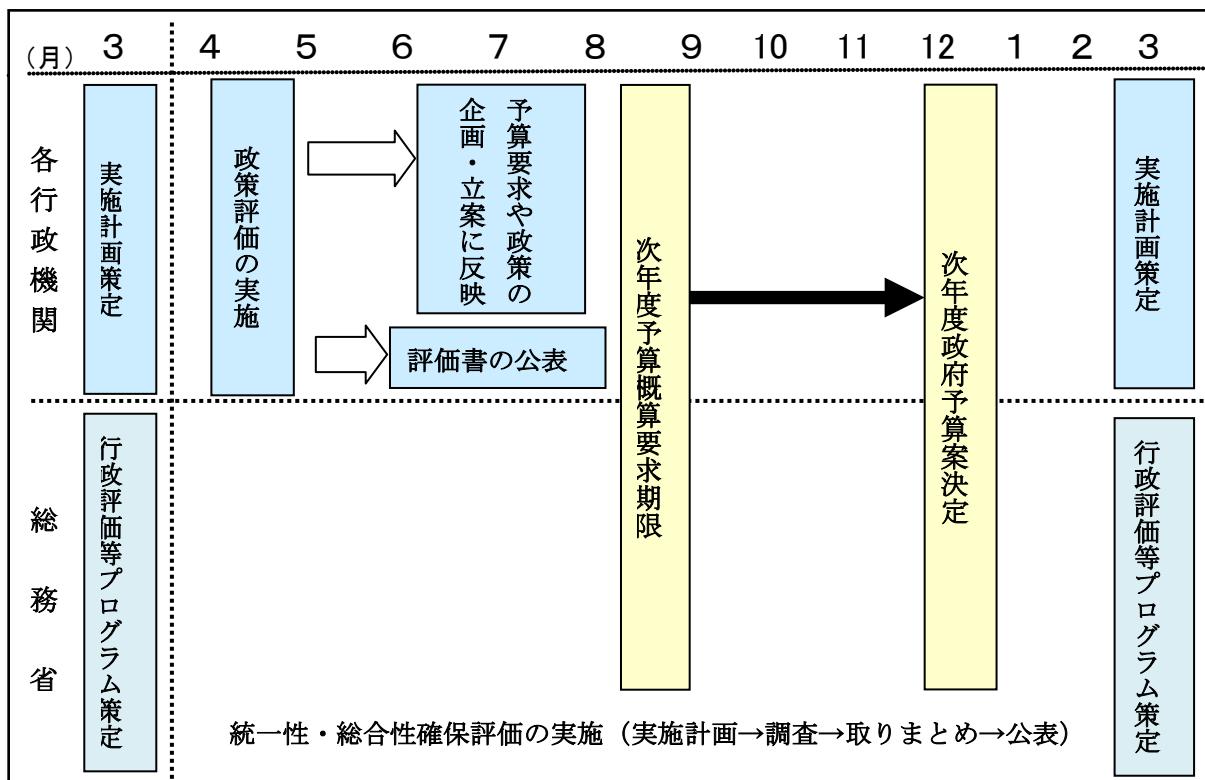
【後記III-1-(2)-②(32ページ以下)及びIV(41ページ以下)参照】

#### (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、例年、年度末ごろに策定している行政評価等プログラムにおいて、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画を定め、これに基づき実施している。なお、当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしている。

【後記III-2-(1)(36ページ以下)及びV(197ページ以下)参照】

図2 政策評価の実施時期等



#### 4 政策評価の方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、図3のような「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

なお、平成21年度における政策評価の方式別の実施件数（特定4分野（注）の政策に係る事業評価方式等による評価2,003件を除く。）をみると、事業評価方式が280件、実績評価方式が297件、総合評価方式が65件となっている。

（注）本報告において、「特定4分野」とは、法において事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の政策をいう。

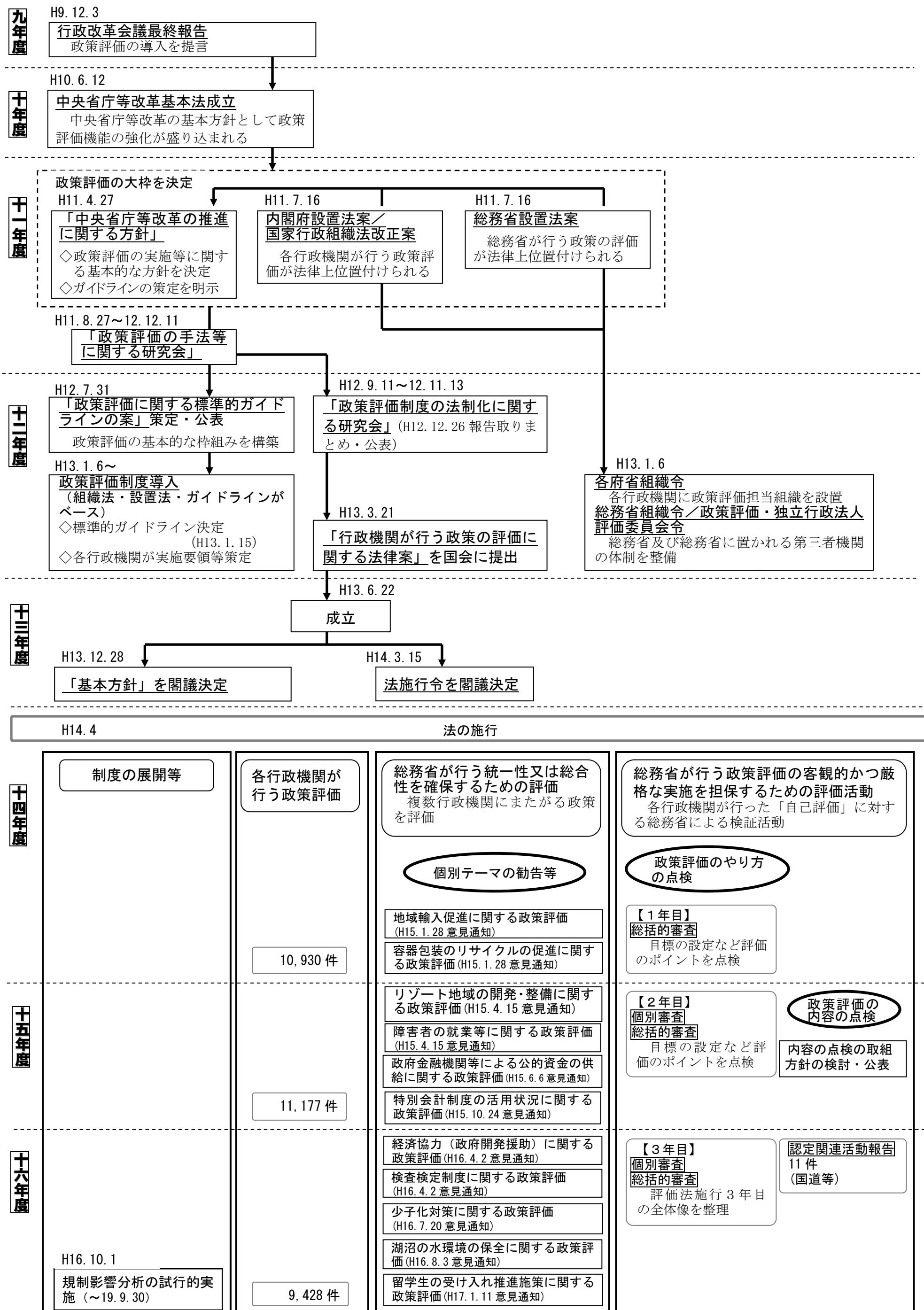
【後記III-1-(1)-②(24ページ以下)及びIV(41ページ以下)参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対象	時点	目的・ねらい	方法	実施件数 (21年度)
事業評価方式	個々の事務事業が中心、施策も対象となる	事前 必要に応じ事後検証	事務事業の採否、選択等に資する見地	あらかじめ期待される政策効果やそれに要する費用等を推計・測定	280件（注） (事前及び事後)
実績評価方式	各行政機関の主要な政策等	事後 定期的継続的に実績測定、目標期間終了時に達成度を評価	政策等の不断の見直しや改善に資する見地	あらかじめ政策効果に注目した達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いについて評価	297件
総合評価方式	特定のテーマ（狭義の政策・施策）	事後 一定期間経過後が中心	問題点を把握し、その原因を分析するなど総合的に評価	政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析するなど総合的に評価	65件

（注） 「実施件数（21年度）」については、特定4分野の政策に係る事業評価方式等による評価2,003件を除いている。

図4 政策評価制度に関する主な経緯



評価法施行後 3 年経過			
十七年度	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価
	H17. 12. 16 基本方針の改定(閣議決定)	9,796 件 大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)	【4年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示
十八年度	H19. 3. 30 △法施行令の一部改正 △基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加	3,940 件 少年の非行対策に関する政策評価 (H19. 1. 30 意見通知)	【5年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認
	H19. 8. 24 △法施行規則の制定 △「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定 H19. 10. 1 規制の事前評価の義務付け開始 H19. 11. 12 平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表	3,709 件 リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知) PFI 事業に関する政策評価 (H20. 1. 11 助言)	【6年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検
十九年度	H20. 11. 26 ○平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表 ○平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表	7,088 件 自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 助言) 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 (H21. 3. 3 助言)	【7年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化
	H21. 12. 16 平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表 H22. 1. 12 行政評価機能の抜本的強化ビジョン	2,645 件 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 助言) 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (H21. 6. 26 助言)	【8年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検
二十一年度	H22. 4. 13 行政評価等プログラム策定		認定関連活動報告 4 件 (公共事業 : 平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般政策)
二十二年度			